

京都府の放射性物質検査体制等について

1 農産物等に影響する環境放射線の状況

府内で常時測定している放射線量のデータは、3月から現在に至るまで通常の値であり、福島原発事故前後でデータに変化は認められない。

2 京都府におけるこれまでの検査体制

- 3月～ 流通食品の安全性確認のためモニタリング検査開始
(2, 3週間に1回流通調査を行い、流通があれば検査)
保健環境研究所で検査
- 4月～ 府内産農林畜水産物の安全性確認のためモニタリング検査開始
(毎月1回2品目)
保健環境研究所で検査
- 6月～ 検査体制を強化
【府内産農林畜水産物】
府内のほ場、水揚げ漁港等からサンプリングした野菜、茶、原乳、水産物等府内の主要産物20品目を対象に検査。
1カ月に2回の定期検査を設定し、そのときに収穫されるもの(1回当たり10品目程度)について放射性物質検査を計画的に実施。
検査件数の増加に対応するため民間検査機関に委託
- 緊急調査 福島県等から出荷の牛肉等の情報に対応し即座に府内の流通・使用状況を調査
保健環境研究所で検査、民間検査機関に委託

3 これまでの取組状況

① 府民が食べる食品の監視・検査

検査品目		検査結果
府内産農林畜水産物	府内産の野菜、茶、原乳、水産物等20品目	<ul style="list-style-type: none"> ● 8回、68検体を検査 (4・5月は月1回、6月以降月2回検査) ● 全て不検出
流通食品	ネギ、レタス、キャベツ(群馬県産) 白菜、チンゲンサイ、キャベツ(茨城県産)	<ul style="list-style-type: none"> ● 5回、6検体を検査 (3月以降2, 3週間に1回流通調査を行い、流通があれば抜き取り検査を実施) ● 全て暫定規制値以下 【暫定規制値】放射性ヨウ素: 2,000 Bq/kg 放射性セシウム: 500 Bq/kg

- 【対応】 ● 検査結果は全て府ホームページで公表
● 監視・検査を継続実施

② 緊急調査等

調査対象	調査期間	調査結果と対応
農林 畜水 産物	福島県等産牛の府内と畜場への出荷	7月14日 <ul style="list-style-type: none"> ・府内全と畜場（京都市、亀岡市、福知山市）に確認。 ・<u>3月11日以降福島県等からの牛の搬入はなし。</u> ・確認調査を継続実施。
	関東・東北産の稲わら	7月19日～20日 <ul style="list-style-type: none"> ・JA等関係機関・牛飼養農家、飼料販売業者（54社）等調査。 ・<u>府内牛飼養農家（173戸）での流通・使用なし。</u>
	腐葉土・堆肥（東北・関東産）	7月25日～8月3日 <ul style="list-style-type: none"> ・府内肥料販売事業者664事業所を調査し、<u>該当腐葉土等は42事業所で101点が店頭から撤去の上保管していることを確認。</u> ・簡易検査の上7点精密検査し、うち4点から高濃度の放射性セシウム確認 ・上記のことを直ちに公表。 <u>該当腐葉土等の使用・流通の自粛指導徹底</u>
	しいたけ用原木（東北・関東から入荷）	7月26日、27日 <ul style="list-style-type: none"> ・府内に9,000本入荷されていることを確認。 ・簡易検査で問題ないことを確認。 4検体（宮城県産2、群馬県産1、福島県産1）を検査し、<u>3検体不検出、1検体微量検出</u> ・*しいたけは発生していない状態 ・該当原木の販売業者が自主回収。
食品	福島県等から出荷の牛肉	7月16日～ <ul style="list-style-type: none"> ・流通状況を調査。該当牛肉を検査。（8月26日現在11件を検査） ・<u>2件から暫定規制値（500ベクレル/kg）を超える放射性セシウムを検出。在庫分について食用に供することがないよう指示。</u> ・<u>他9件は全て暫定規制値以下。</u> ・調査・監視を継続実施。
	福島県等で生産された乳	7月19日～20日 <ul style="list-style-type: none"> ・府内乳処理業者（11社）及び乳製品製造業者（29社）を調査。 ・<u>原材料として福島県及びその周辺県産の乳の使用がないことを確認。</u>

4 今後の検査体制・計画

●府内産農林畜水産物の新たな検査体制

簡易検査機器を新たに導入し、検査対象増加に対応できる体制整備（予定）

スクリーニング検査 — 暫定規制値を超える可能性がある場合 → **精密検査**
(ϕ 2×2インチNaI (TI) シンチレーション検出器) (ゲルマニウム半導体検出器)

●検査計画

○農林畜水産物のサーベイランス検査（継続）

府内のほ場、水揚げ漁港等からサンプリングした野菜、原乳、水産物等20品目について、月2回定期的に放射性物質検査を実施し、検査結果を速やかに公表。

・必要に応じて検査品目、件数、頻度を増加

○米の検査計画 8月末以降、府内4カ所で検査

→ 収穫前検査として2検体検査し、全て不検出（8/26）

（上記府内産農林畜水産物サーベイランス検査の一環）

*府は国の米検査地域対象外のため府独自検査として実施。

（参考）国の検査

対象地域：東北・関東14都県を中心に、収穫前検査と収穫後検査の2回実施。

出荷制限：玄米で暫定規制値(500Bq/kg)を超過した場合、旧市町村単位(市町村単位)で出荷制限。

○牛肉の検査計画 府内食肉センター等と連携・調整の上実施

→ 1検体検査し、不検出。（8/22）今後継続して抽出検査実施。

放射性物質について府民の食の安心・安全を確保

府民が食べる農畜水産物のモニタリング検査

<p style="text-align: center; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">府内で生産する農畜水産物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査目的 府内産農畜水産物の風評被害防止 ○ 検査対象 府内生産物を出荷時期・地域ごとに産地検査 	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">流通している農畜水産物等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査目的 食品の安全性確保により府民の健康を保護（暫定規制値を上回る食品が食用に供することがないように処置） ○ 検査対象 他県産で府内に流通しているもの（放射性物質のリスクがあるもの）を検査
<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">サンプリング場所</p> 産地（ほ場・水揚げ漁港等）	<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">サンプリング場所</p> 市場・スーパー等

<ul style="list-style-type: none"> ○ 検査品目 農産物：京野菜、茶等 水産物：サワラ等 畜産物：原乳等 ○ 検査計画 出荷時期・地域ごとに定期的に検査 * 20品目延べ200回 ○ 検査機関 民間検査機関 * 1週間程度で検査結果判明 ○ 経費 5月補正予算対応 ○ 根拠法令 京都府食の安心・安全推進条例第19条「緊急時の安全性調査」 * ほ場の農産物等は食品衛生法の対象外 	<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px; margin-bottom: 5px;">一体的・効率的に検査</p> <ol style="list-style-type: none"> ①統一マニュアルで検査 ②調査後速やかに結果を公表し安全性PR ③緊急的な検査が必要な場合は、府内産農産物等も保健環境研究所で検査 ④出荷・流通等の情報を共有し効率的に検査 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検査品目 福島原発事故に伴い放射性物質が検出されている地域で生産された農産物等 ○ 検査計画 流通状況を把握し抜き打ちで検査 * 関東・東北地方からの流通農畜水産物等は少ない状況 ○ 検査機関 保健環境研究所 * 短期間(1~2日)で検査結果判明 ○ 経費 既決予算対応 ○ 根拠法令 食品衛生法第6条第2号「有害なもの等が食用に供することがないように対応」
---	--	---

公表方法 ~風評被害につながらないように丁寧な説明を付加し速やかに公表
 ・結果は速やかに府HPで公表（同時に国公表）
 ・基準値を超えた場合はプレス発表

府内産農産物等検査計画

(8月分までは実施済)

	品目名	産地名	6月	6月	7月	7月	8月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
			(1回)	(2回)	(1回)	(2回)	(1回)	(2回)									
農産物	みず菜	農C(亀岡)	1	1	1	1			2	2	2	2	2	2			16
		農大															
	こまつな	生資C															13
		農C(亀岡)															
	九条ねぎ	農大	1	1		1	1	1	2	2	2	2					16
		生資C															
	なす	農C(亀岡)		1	1	1	1	1	1	1							7
		農大															
	とまと	生資C															7
		農C(亀岡)	1	1	1	1						2	1				
	とうがらし	農大		1		1											6
		生資C															
	かぶ	農C(亀岡)					1	1	2								2
		農大											2				
	花菜	農C(亀岡)											2		2		4
		農大															
	茶	茶研				1											2
	梨	農C(丹後)								2							2
	米	生資C								1							8
農C(亀岡)									1	2							
農大										1							
農C(丹後)										1	2						
黒大豆	農C(亀岡)												2			4	
	農C(丹後)												2				
小豆	農C(亀岡)												2			4	
	農C(丹後)												2				
水産物	サワラ	丹 後	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	20	
	マアジ		1	1	1	1	1	1	2	1	2	2	2	2	2	19	
	ブリ											2	2	2	2	2	10
	スルメイカ		1	1	1	1			2	2	2	2	2	2	2	2	20
畜産物	牛乳	畜産C	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	2	2	2	19	
	鶏卵		1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	20	
	牧草	畜産C							1							1	
		畜産C(礎)				1										1	
	稲わら	畜産C					3									3	
牛肉	畜産C						1								1		
その他	しいたけ原木					4										4	
	腐葉土						7									7	
合計			9	11	11	18	16	10	28	16	23	27	16	16	12	213	

※この計画は、国内における食品中の放射性物質の動向により変更することがあります。

食品放射能測定システム

CAN-OSP-NAI

食品中の放射能を簡単に測定

食品放射能測定システムは、食品に含まれる放射能を簡単に測定するというコンセプトで開発されました。

測定結果はBq/kgで表示されます。スクリーニングに最適です。



特長

- 専用容器にサンプルを入れ、測定ボタンを押すだけの簡単操作
- サンプルは、水、牛乳、野菜、土壌など液体から、固体まで測定可能
- ^{131}I 、 ^{134}Cs 、 ^{137}Cs の3核種を同時に測定可能

機器仕様

製品名	食品放射能測定システム
型名	CAN-OSP-NAI
検出器	φ2×2 インチ NaI(Tl)シンチレーション検出器
結晶寸法	51mm 直径、51mm 長さ
分解能	7.5% (¹³⁷ Cs 662keV)
測定エネルギー範囲	60keV~2MeV
測定試料	牛乳、水、野菜、土壌、魚介類、肉類
測定誤差	±20%以内 V-11 容器にて KCL を測定時 (計数誤差は測定時に別途算出されます)
試料容積	約 900cc V-11 容器
校正	¹³⁷ Cs もしくは、 ⁴⁰ K によるエネルギー校正
密度補正範囲	0.2-2.0g/cm ³
検出限界	¹³¹ I 30Bq/kg ¹³⁴ Cs 30Bq/kg ¹³⁷ Cs 30Bq/kg ※検出限界は 10 分測定時の値です。 ※バックグラウンド環境によってはこの限りではありません。
測定時間	10 分~
外形寸法	約 61 (w)×88 (d)×101 (h) cm(PC,プリンタ除く)
鉛遮へい厚	約 38mm
鉛遮へい体質量	約 125 kg
質量	約 166 kg (PC,検出器,プリンタ除く)
パソコン	画面:12インチ以上 OS:Windows7 32Bit CPU:インテル コア i3 以上
プリンタ	LP-S100 A4ページプリンタ
アプリケーション	日本語入力 入力項目:サンプルID、サンプル重量、サンプル採取日、備考等
印字データ	測定日時、放射能量、サンプルID、サンプル重量等
MCA	1000ch

©日立アロカメディカル株式会社

計測システム営業部 バイオ・分析機器販売促進課 TEL:0422-45-5129

